

従業員の皆様へ

令和5年4月27日
株式会社トーネット
管理部 総務課

【新型コロナウイルス 5類移行後の基本方針】

※ 5類移行後は「季節性インフルエンザ」と同分類となります

感染対策は必要ですが、感染者や濃厚接触者の外出自粛要請、就業制限など、強い措置がとれなくなるため、事業者、個人の自主的な対策となります。ただし、コロナウイルスのみならず、あらゆる感染症への対策として、当社は下記の取り組みをおこないます。

マスクの着用

着用は個人の判断が基本となりますが、感染拡大防止対策として着用が効果的である場面などについては、着用を推奨します。派遣社員として勤務される方は派遣先の方針に準じる事とします。

着用を推奨する業務

- ・高齢者対応、医療機関への出入りがある業務
- ・不特定多数が出入りする場所での業務
- ・密室(車両含む)で複数での勤務 等

今後の推奨基本ルール

体温測定、手指消毒、定期的な換気、などは継続が望ましい。

発症時の推奨対応

インフルエンザ発症時と同様の対応が望ましい。

発症後5日+解熱後2日（学校保健安全法施行規則に則る）

5類移行とはいえ、感染力や病原性は変わりありません。感染拡大を防ぐ為、基本的な感染対策の継続、自身の健康への配慮をお願いします。